

第 3 次富士見市環境基本計画策定について

1 計画策定の方向性

第 3 次計画期間においても、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、国際情勢・社会情勢の変化、気候変動を巡る動き、生物多様性などの本市を取り巻く状況の変化を踏まえた計画を策定します。

2 富士見市を取り巻く状況

(1) 世界・国の動き

①地球温暖化

平成 27 (2015) 年に京都議定書に代わる温室効果ガス削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、産業革命以前と比較して気温上昇を 2℃未満に抑えると共に、1.5℃に抑える努力を追求することを世界共通の目標とした後、令和 3 (2021) 年の国連気候変動枠組条約 (COP26) において、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

これを受け、国においては、令和 3 (2021) 年の気候変動サミットにおいて、温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 46%削減し、2050 年までに脱炭素社会の実現を表明しました。

②エネルギー政策

令和 3 (2021) 年に、第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定され、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることとしています。

③生物多様性

2010 (平成 22) 年 10 月に、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。

これを受け、国においては、2012 (平成 24) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを提示するとともに、2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の基本戦略を設定しました。

(2) 県の動き

令和 4 (2022) 年 3 月に第 5 次埼玉県環境基本計画を策定し、脱炭素社会、安心・安全な生活環境、生物多様性、あらゆる主体の参画などを進めることにより、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」の実現を目指しています。

(3) 市の動き

①第6次基本構想・第1期基本計画の策定

まちづくりを持続的・効果的に進め、市民がともに考え、ともに行動し、理想の未来を実現するため、令和3年3月に第6次基本構想・第1期基本計画（令和3～22年度）を策定しました。

②環境関連計画の策定

第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、第3次美化推進計画、一般廃棄物処理基本計画（第3次）、災害廃棄物処理計画などの計画を策定しています。

③環境意識アンケート調査

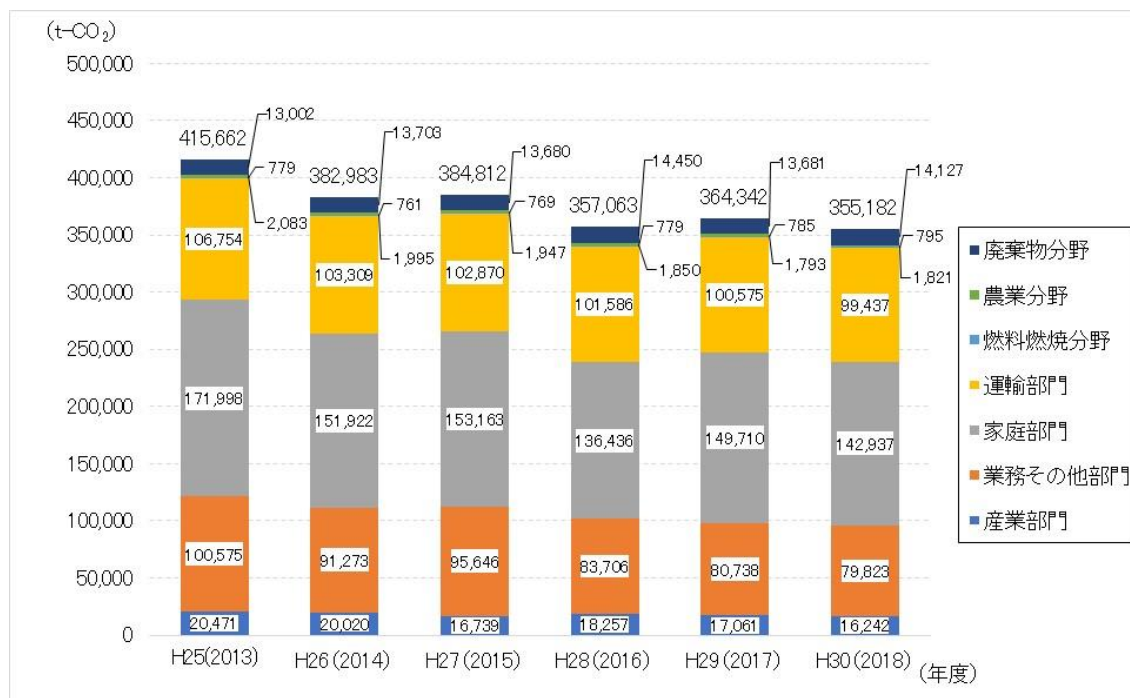
第3次環境基本計画の基礎資料とするため、令和3年度にアンケートを実施しました。※アンケート結果は資料3参照

④環境状況の把握

ア) 温室効果ガス排出量

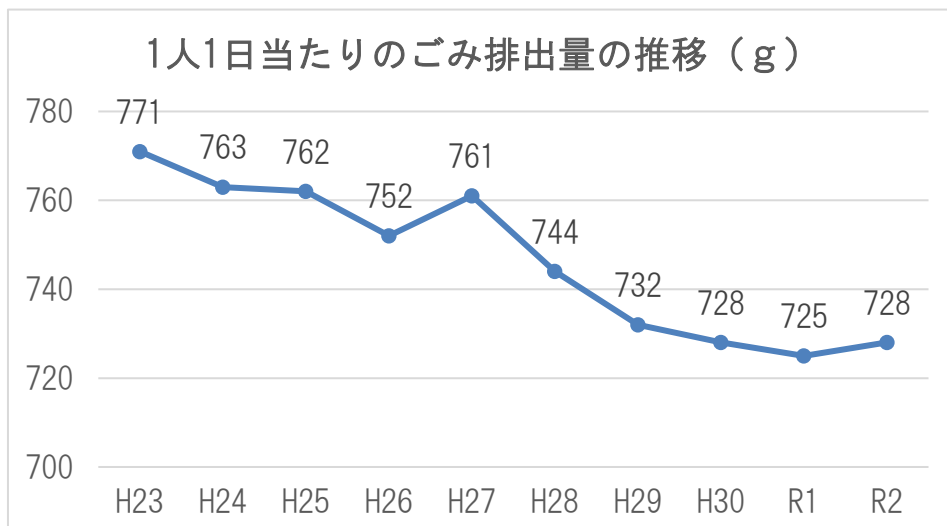
市内から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成25年度をピークに微増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

排出の部門ごとの割合は、家庭部門、運輸部門、業務その他部門の順で多くなっており、直近の平成30（2018）年度では、家庭部門が40.2%、運輸部門が27.2%、業務その他部門が22.5%となっており、3部門で約90%を占めています。



イ) ごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量はこの10年で約40g減少するなど、減少傾向にあります。県内におけるごみ排出量の少なさを誇る富士見市は、令和2年度をはじめ、過去10年間において7回の県内1位となるなど、着実にごみ排出量の削減が進められています。



ウ) 湧き水

令和3度の調査では29箇所の湧き水が確認され、前回の平成29年度の調査と比べて同数となりました。確認された湧き水の中には、平成29年度と比較して湧水量が増加した箇所もありますが、全体的に湧水量は減少傾向となっています。

エ) 動植物

令和3度に植物、哺乳類、両生・爬虫類、鳥類、昆虫、水生動物の現状調査を実施しました。

10年前の前回調査と比較して、確認された動植物数や注目すべき種の数に多少の増減がみられる結果となりました。

	今回の調査で確認されたもの	左記のうち、注目すべき種	(参考) 前回 (平成23年度) 調査	左記のうち、注目すべき種
植物	107科 391種	13科 15種	98科 412種	12科 13種
哺乳類	4目 7科 9種	確認されず	3目 5科 6種	2目 2科 3種
両生類	1目 4科 5種	1目 2科 2種	1目 2科 3種	1目 2科 3種
爬虫類	2目 4科 8種	1目 2科 6種	2目 6科 9種	2目 5科 7種
鳥類	15目 34科 68種	10目 13科 25種	15目 35科 89種	9目 12科 24種
昆虫類	16目 153科 544種	5目 11科 11種	18目 177科 581種	3目 4科 5種
水生・魚類	6目 9科 21種	2目 2科 2種	5目 8科 21種	3目 3科 4種
水生・底生生物	18目 37科 87種	3目 3科 3種	18目 34科 58種	3目 6科 7種

3 策定方法

(1) 検討体制

①環境審議会

ア) 委員数 15 人 (学識経験者 5 人、団体推薦 2 人、事業者推薦 4 人、公募市民 4 人)

イ) 審議内容

- ・ 第 2 次環境基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理
- ・ 計画に反映すべき、国・県の状況、環境状況の変化等の確認
- ・ 計画案の策定 など

②環境にやさしい都市づくり検討委員会

ア) 委員数 16 人 (庁内関係各課の長)

イ) 検討・調整内容

- ・ 第 2 次環境基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理
- ・ 計画案の検討 など

(2) 基本的な考え方

第 2 次環境基本計画の進捗状況や成果などを整理した後、市を取り巻く社会情勢の変化や国・県などの動向などを踏まえた計画とします。

5 策定スケジュール

		令和 4 年										令和 5 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
担当課 (受託者)	環境基本計画調査委託起案の決裁 (～4/14)													
	■ 入札適正推進委員会 (4/14)													
	各課 R3 進捗状況照会 (4/12-5/30)													
	■ 環境基本計画策定委託開札・契約													
審議会	課題の整理、現行計画進捗状況検証													
	骨子作成													
	3 役中間報告													
	第 1 回審議会 (環境基本計画とは、基礎調査結果報告)													
審議会	第 2 回審議会 (各課の進捗状況報告、骨子説明)													
	第 3 回審議会【任期10/1～2年間】 (委嘱、これまでの検討報告、計画案提示：区域施策編)													
	第 4 回審議会 (計画案提示：環境基本計画1回目)													
	第 5 回審議会 (計画案提示：環境基本計画2回目、全体のまとめ)													
	第 6 回審議会 (パブコム回答案報告)													
	第 7 回審議会 (答申) (3/中旬)													
	■ 環境基本計画の策定及び公表													
	パブコム実施 (1/5～2/4)													
	パブコム整理													
	パブコムに対する市の考え方公表													
	計画案修正													
	施策の検討、素案作成 (区域施策編を先行)													